

区分	補助金の対象経費	補助金の額
狩猟免許を新規に取得するために必要な経費	1 狩猟免許試験受験手数料 2 医師の診断書料 3 写真代	当該経費の10分の10以内の額とし、10,000円を限度とする。
猟銃等所持許可証を取得するために必要な経費	1 猟銃等講習会申込手数料 2 射撃教習資格認定申請手数料 3 猟銃用火薬類等譲与許可申請手数料 4 射撃教習費 5 猟銃所持許可申請手数料 6 戸籍抄本・住民票及び身分証明手数料 7 医師の診断書料 8 写真代 9 実包購入費	当該経費の10分の10以内の額とし、75,000円を限度とする。
狩猟者登録に必要な経費	1 狩猟者登録手数料	当該経費の10分の10以内の額とし、10,000円とする。
猟具等の購入に必要な経費	1 銃器等（銃器は1丁に限る。）	当該経費の2分の1以内の額とし、50,000円を限度とする。
	1 わな（1基に限る。）	当該経費の2分の1以内の額とし、5,000円を限度とする。